

令和元年度

第1回 富士宮市都市計画審議会議事録

令和元年8月6日（火） 午後3時

富士宮市役所 7階 721・722会議室

審 議 案 件

議選第1号 富士宮市都市計画審議会会長の互選について

報 告 事 項

- (1) 富士宮市都市計画マスタープランの改定について（中間報告）
- (2) 市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針の改定について（中間報告）
- (3) 富士宮市都市計画道路必要性再検証について（中間報告）

1 審議に出席した委員（14人）

藤 井 敬 宏 委員

菅 原 由美子 委員

渡 井 政 行 委員

清 哲 也 委員

佐 野 宏 幸 委員

若 林 志津子 委員

細 沢 覚 委員

植 松 健 一 委員

小 松 快 造 委員

成 宮 康 晴 委員

【代理】交通課長 宮 原 健 一

青 木 直 己 委員

長 谷 川 剛 司 委員

石 川 一 廣 委員

高 橋 朝 子 委員

2 審議に欠席した委員（3人）

阿 部 貴 弘 委員

清 信 昭 委員

塩 川 祐 子 委員

3 説明のための出席者

都市整備部長

[都市計画課] 課長 計画係長 計画係主査 計画係技師 計画係主事
土地対策係長 景観係長 景観係主事

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

定刻前ですが、皆様お集まりいただいておりますので会議を始めさせていただきますと思います。

ただいまから、富士宮市都市計画審議会委嘱状交付式及び令和元年度第1回富士宮市都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の進行を務めます都市計画課計画係長の朝日と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

次に本日欠席の委員、代理出席の委員についてご報告させていただきます。

阿部 貴弘委員、清 信昭委員、塩川 祐子委員につきましては、本日所用により欠席のご連絡をいただいております。

次に、富士宮警察署長の成宮 康晴委員の代理といたしまして、交通課長の宮原 健一様にご出席いただいております。

続きまして、富士宮市都市計画審議会条例第3条に基づきまして委嘱状の交付を行います。委員の任期につきましては、同条例第4条の規定により、令和元年8月3日から2年間、令和3年8月2日までとなります。委嘱日は、前委員の任期が8月2日であった為、8月3日からとなっておりますのでご了承ください。

それでは、市長が皆様方のお席の前に進みましてお渡しさせていただきますので、恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたらその場にお立ちになりまして、お受け取り願いたいと思います。

・・・・・・委 嘱 状 交 付・・・・・・

ありがとうございました。以上で委嘱状交付式を終了します。

皆様には2年間よろしく願います。

ここで市を代表いたしまして、市長からご挨拶を申し上げます。

須藤市長

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃から市政全般に渡りまして、多大なご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ただ今、委嘱状を交付させていただきました。皆様には、これから2年間都市計画審議会委員として、富士宮市のまちづくりにご指導賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、皆様既にご存じのことと思いますが、来年の夏に開催される2020年東京オリンピックの聖火リレーにおいて、富士宮市は静岡県内の最終地に決定し、当日は富士山本宮浅間大社において、山梨県への聖火の引継式など、一大セレモニーが開催されることとなりました。

こうした世紀の大イベントの開催は、富士宮市にとって歴史的な一日になるだけでなく、世界中に富士宮市の魅力を発信できるまたと無い機会だと思えます。

このように、富士山の世界遺産登録以降、国内外において富士宮市が注目を集める機会が目に見えて増えてきております。このことから、富士宮市は、世界遺産富士山の自然や景観の保全に配慮しつつ、市民生活の根幹を支える商業、工業、農業などの産業の育成や、それらの経済活動を支える道路網の整備などにも、積極的に取り組んでいかななくてはならないと考えております。

そして、富士山のあるまちに相応しい、開発と保全が均衡した真に豊かなまちづくりを進めていかななくてはならないと考えております。

委員の皆様におかれましては、各分野の専門的な立場から、また市民としての立場から我が市のまちづくりについて、さらなるご助言や、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

ありがとうございました。

市長は公務のためここで退席させていただきます。よろしく申し上げます。次に、出席している職員の紹介をさせていただきます。

・・・・・・・・職員紹介・・・・・・・・

それでは、本日の会議に入ります前に、お手元に配布させていただいた資料の確認をお願いいたします。

配布資料は、7月26日付けで送付いたしました資料として、

- ・ 次第
 - ・ 委員名簿
 - ・ 提出議案書
 - ・ 報告事項（1） 富士宮市都市計画マスタープランの改定について（中間報告）の資料
 - ・ 報告事項（2） 市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針の改定について（中間報告）の資料
 - ・ 富士宮市都市計画審議会条例
 - ・ 富士宮市都市計画審議会運営要領
- また、本日配布させていただきました資料として、
- ・ 席次表
 - ・ 報告事項（3） 富士宮市都市計画道路必要性再検証について（中間報告）の資料

以上9点となっております。

不足しているもの及び不備があるものがございましたらお知らせください。

・・・・・・・・資料確認・・・・・・・・

よろしいでしょうか。

それでは、次第に基づきまして、ただいまから令和元年度第1回富士宮市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日の議題は1件でございます。

議選第1号「富士宮市都市計画審議会会長の互選について」におきまして、審議会の会長を互選させていただきます。

富士宮市都市計画審議会条例第6条第1項及び運営要領第2条によりまして、委員の互選により会長を決めていただくため、同要領第3条の規定により、高橋 朝子委員に臨時議長をお願いし、議事を進めたいと思います。

高橋委員、臨時議長席をお願いいたします。

それでは、議事の進行をお願いいたします。

臨時議長（高橋委員）

本日臨時議長を務めさせていただきます高橋でございます。

よろしくをお願いいたします。

本日の会議は、富士宮市都市計画審議会条例第7条第1項により、出席者は14人で、2分の1以上の委員が出席しておりますので、本審議会は成立します。

次に、審議会運営要領第7条に基づきまして、本日の会議を公開により議事を行いたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

．．．．．「異議なし」の声．．．．．

傍聴人がいましたら、入場してください。

．．．．．事務局にて入場誘導（傍聴人の有無確認）．．．．．

事務局（都市計画課計画係長）

傍聴人はいらっしゃいません。

臨時議長（高橋委員）

それでは審議に入ります。

会議の次第に基づきまして、「議選第1号富士宮市都市計画審議会会長の互選について」を議題とします。

会長職は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営を定める政令の規定により、富士宮市都市計画審議会条例第3条第1号の学識経験を有する委員から選出することとしています。

会長の互選はいかがいたしましょうか。

佐野委員

提案がございます。

この都市計画審議会は都市計画に関する専門的なことを審議する場です。

都市計画の専門家でありまして、過去3年に渡り委員を務められています、藤井委員にお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

臨時議長（高橋委員）

ただいま「藤井委員にお願いしたらどうか。」というご意見がございましたが、それにご異議ございませんでしょうか。

．．．．．「異議なし」の声あり．．．．．

異議なしの声がありましたので、今期審議会の会長職は、藤井 敬宏委員に決定いたしました。

それでは、議選第1号の議題が終結いたしましたので、臨時議長の職を解かせていただくとともに、進行を一旦、事務局へお返しいたします。

ご協力ありがとうございました。

・・・・・・・・名立て交換・・・・・・・・

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

ありがとうございました。

それでは、藤井委員が会長に選出されましたので、富士宮市都市計画審議会運営要領第5条の規定によりまして、以降の議事進行を藤井会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

藤井会長

ただ今会長を仰せつかりました、藤井と申します。

初めての方も随分いらっしゃいますので、ご挨拶をさせていただければと思います。

富士宮市では、前期でも会長を務めさせていただきました。

現在は、日本大学理工学部交通システム工学科に籍を置いておりまして、都市交通計画や、高齢者の中山間地域の移動問題をどう考えるのか、人々の暮らしの中からそれぞれの生活をどう改善していくのか、そのようなプログラムに興味を持ち、進めております。

大学では、1年生から交通とはなにか、という必修科目を通じ、2年生では都市計画について講義をしております。都市計画全般の実務的なところは、このような場を少しお借りして、私自身も勉強させていただいている部分もございますので、皆様方のお力添えをいただきながら進めてまいりたいと思います。

都市計画は、こういった枠組みで議論するのか非常に難しいものでございます。

例えば、人工衛星からみた富士宮市周辺では、環境問題が関係してきます。ヘリコプターで飛んで状況を見てみると、街区形成がみえてきて、地区の問題をどうとらえるのか、という考え方も出てきます。富士山を見る視点場で見ると、観光ポイントとしてそれをどうまちとして活かすのか、また、自分たちの生活区の周りから見てみると、暮らしの中からまちづくりを考えなくてはけません。すべてが都市計画という領域に関わってきますので、その関わり方を、

それぞれの委員の皆様のご専門の立場からお知恵を拝借して、議論を進めていきたいと考えております。

荒っぽい言い方をいたしますと、都市計画法に基づいていけば、行政から提案することはなにも否定せずに前に進んでいくもの、と理解することはあります。

しかし、都市そのものが私たちの日々の暮らしのなかで生きておりますので、都市計画は、都市計画法が動き出したところから随分様変わりしまして、どんどん変わっております。そういったものに向けて、いま生きている私たちがどのように都市計画法の概念に基づいてアレンジをしていくのか、次の計画手法にどう繋いでいくのかをこの審議会で議論しなければいけません。

その結果が次の富士宮の計画に繋がり、そういった位置づけにもなってまいりますので、本来であれば、都市計画審議会で議論するものでないものもたまにでてくるかもしれませんが、ご遠慮なさらずに自分自身を感じることも、地域が感じることも、市にこうあってほしいとすることは是非委員の皆様個別に、様々な形でご提案いただきたいです。そして、別の会議で検討いただくかたちを事務局にとっていただいたり、交通の分野でしたら私も専門ですので、お話しさせていただいたりいたします。気になさらずご発言いただいて、この審議会の場を活性化させていきたいと考えております。

ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、さっそく進めてまいりたいと思います。

まずは、会長の職務代理人を決める必要があります。

富士宮市都市計画審議会条例第6条3項により、「会長に事故が有る時は、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」という規定があります。この「会長の代理人」を、富士宮市の都市計画審議会委員や景観審議会委員を長く経験しており、都市計画や観光、景観などに精通し、ご経験も豊かな菅原由美子委員を指名いたします。

菅原委員、よろしく願いいたします。

次に、富士宮市都市計画審議会運営要領第8条第1項により、会議録の署名人を指名したいと思います。

本日の署名人を石川一廣委員にお願いします。

それでは、次第に基づきまして、会議を進めます。

本日は、報告事項が3件ございます。

1件目は「富士宮市都市計画マスタープランの改定について」

2件目は「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針の改定について」

3件目は「富士宮市都市計画道路必要性再検証について」です。

それでは、報告事項1件目「富士宮市都市計画マスタープランの改定について」事務局から説明をお願いします。

事務局（都市計画課計画係主査）

報告事項1 富士宮市都市計画マスタープランの改定について、中間報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

それでは資料1「富士宮市都市計画マスタープラン策定までの工程確認」をご覧ください。

富士宮市都市計画マスタープランは、平成29年度から改定作業を進めており、今年度が改定作業の最終年度となります。今年度末の計画策定と市民への計画周知に向けて、作業を進めていきたいと考えております。

資料左側のピンク色の部分、「都市計画審議会」と記載している欄の「8/6 進捗報告、計画案の提示」と記載している部分が本日の審議会となっております。

今年度は本日の審議会までに、地域まちづくり協議会、市民懇話会及び庁内検討委員会である策定委員会を開催しました。

また、5月29日には市議会全員協議会において、昨年度末に確定した計画素案についての説明も行っております。

本日の審議会では、それらの各種会議の意見を踏まえた計画案について報告させていただきます。

今後の予定につきましては、本日の審議会でのご意見を踏まえ、8月26日に開催される市議会全員協議会にて計画案の方向をした後、10月中旬からパブリックコメントを行います。パブリックコメントの結果を踏まえた計画案を、1月27日に開催する次回の都市計画審議会にて諮問する予定となっております。

また、3月下旬には都市計画マスタープランの市民への周知を目的とした、シンポジウムを開催する予定となっております。

資料左側のオレンジ色の部分、「表紙等作成」をご覧ください。

これは、都市計画マスタープラン改定にあたり、計画書に掲載する写真を市民から募集するものです。

参考資料1をご覧ください。

こちらは写真募集のチラシとなります。市民のまちづくりへの興味・関心を育むことを目的として実施するもので、ホームページや広報、回覧板、チラシを公共施設などへ配布し写真を募集しております。募集期間は10月31日までとなっております、掲載する写真については事務局にて選定させていただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、資料裏面には、参考として3か年の全体工程表を記載しておりますので、後程ご覧ください。

次に資料2「第4回地域まちづくり協議会の結果」をご覧ください。

第4回地域まちづくり協議会の開催概要について説明いたします。地域まちづくり協議会は地域住民の代表者からなる協議会となっており、平成29年度から各地域で会議を開催してきました。

第1回目では、地域住民の日常的な生活圏域や地域の特徴・課題などの把握を行いました。平成30年度の第2回目では、地域の将来像や地域づくりの方向性の抽出を行いました。第3回目については、広域での取組み方策の検討として、地域ごとではなく、地域課題が共通し、隣接し合う複数地域での合同開催としました。

今回開催した第4回地域まちづくり協議会では、第3回目までの結果を踏まえて作成した、地域ごとの地域別方針の素案を地域住民の代表者に確認していただき、内容について追加・修正等のご意見をいただきました。資料下段には各地域の開催日時等を表で整理しております。

資料2ページをご覧ください。

ここでは、第4回の地域まちづくり協議会でいただいたご意見を踏まえて作成した地域づくりの取組方針の概要を、土地利用・都市基盤・都市環境・コミュニティの観点から星取表で整理しております。

土地利用の項目について、まちなかの地域では「商業地の活性化」、市街地縁辺部の地域では「利便性が高い商業地の形成」、集落地域では「地域に根ざした暮らしを生み出す環境の形成」など、各地域の性質に応じて整理し、意見を反映しております。

都市基盤の項目については、すべての地域において「交通環境の改善」や「市民の交流・活用・憩いの場の創出」に関する項目が関係しており、計画書の中で地域ごとの取組方針を整理し、意見を反映しております。

都市環境の項目については、「営農環境や自然環境の保全」、「地域資源の保全・活用」について、ほぼすべての地域が関係しておりますが、大宮中地域については、富士宮駅や浅間大社周辺など主要拠点が集積していることから「富士山の玄関口にふさわしいまち並みの形成」として整理し、意見を反映しております。

コミュニティの項目については、すべての地域において関係しており、「これからのコミュニティ形成」の必要性について意見を反映し、計画書に記載しております。

ここでは、地域づくりの取組方針について、各地域の関係している項目を整理しておりますが、各項目の詳細については計画書の中で記載をしております。

第4回地域まちづくり協議会の各地域の詳細な記録につきましては、次ページ以降に「各地域別まちづくり協議会の記録」として整理しておりますので、後程ご覧ください。

次に資料3「第5回市民懇話会の結果」をご覧ください。

1. 市民懇話会のねらい、としまして市民懇話会のテーマは、第5次総合計画や現行の都市計画マスタープランに関連が深く、都市づくりにまつわる社会動向や、改定に向けた検討課題に対応する上で重要な事項と、平成29年度に実施したアンケート結果を踏まえて5つのテーマで5回の会議を開催しました。

各会議では、テーマに関連が深い専門家や市民団体の代表者などにご参加いただきました。参加者の生の声を抽出し、計画改定に反映させること、民間事業者や市民の担い手などによる実現性の高い計画づくりを行うこと、この2点を市民懇話会のねらいとして会議を開催しました。資料中段から下段にかけて、会議の進め方と全体スケジュール、各回のテーマなどについて記載しております。

資料2ページをご覧ください。

第5回市民懇話会の概要といたしまして、平成29年度に実施したアンケート調査の結果においても、まちづくりへの関心度の調査で「まちづくりの活動によっては参加したい」という割合が高い傾向にありました。今後、計画を実現していくためには、市民の都市づくりに対する関心を生かし、市民がまちづくりに参加できる素地づくりと、積極的に参加してもらうための市民の意識醸成が必要であると考えられるため、第5回は「官民連携による計画の実現に向けて」をテーマに会議を開催しました。

また、出席者については、第1回から4回までの各テーマの意見交換において、官民連携の重要性の高まりが見られたことから、これまで参加した市民団体の代表者に出席いただき、都市づくりの官民の関わり方などについて意見交換をしました。

意見交換にあたっては、「富士宮市が住みよいまちとなるために変わってほしいこと、変わらないでほしいこと」、「住みよいまちの実現のために市民同士で協力しながらできること」、「住みよいまちの実現に向けた取組がより活発になるために行政に支援してもらいたいこと」、この3つの質問を投げかけながら、市民協働・官民連携の促進のために必要な考え方を抽出していきました。

資料下段には、当日会議に出席された方を出席者一覧として記載しております。

資料3ページでは、意見交換結果の概要を整理しております。

①の「富士宮市が住みよいまちとなるために変わってほしいこと、変わらないでほしいこと」として、まちなかでは、まちなかの活力低下、市民の

居場所づくり、駐車場の確保などが挙げられました。集落においては、活力維持のための柔軟な土地利用の推進や、移動しやすい公共交通システムの構築などについて意見が挙げられました。また、狭あい道路についてや、子育てしやすく助け合いができる地域づくり、防災・防犯面での安全性の向上などの意見も挙げられました。

「変わらないでほしいこと」としましては、富士山の麓の環境から生まれる住みよさや自然環境、景観、コミュニティのつながりなどについての意見が挙げられました。

それらを実現するために、②の「市民同士で協力しながらできること」については、「地域活性化のための取組み」として、イベントの実施や、新たな魅力的なコンテンツの創出などによるまちなかの活力低下への対応が挙げられました。

「都市ストックを活用した取組み」では、空き家・空き地の有効活用や農地を活用した住民の居場所づくりなど集落の活力維持のための取組みや、宮バス・宮タクの利用方法の住民同士での情報共有が挙げられました。

「住みよい環境づくりの取組み」では、交通安全面での危険マップの作成や、道路の拡幅整備を推進するための地権者同士での調整などによる狭あい道路の解消、交通安全に対応する意見が挙げられました。

「コミュニティ形成の取組み」では、意見交換の場づくりやまちづくり活動への参加促進、災害時での自助・共助の意識づくりなどが挙げられました。

資料4ページをご覧ください。

③では、「住みよいまちの実現に向けた取組みがより活発になるために行政に支援してもらいたいこと」として、「市民生活の基盤確保」については、公共交通の利用促進のための周知やPR、災害時におけるスムーズな対応が取れる仕組みづくりなどが意見として挙げられました。

また、「市民主体の取組み支援」では、市民が取組みを進める上で必要な地域の実態把握や制度の有効活用のためのサポート、市民と行政との関わり合いの機会の創出などが挙げられました。

第5回の市民懇話会では、これらの市民協働、官民連携についての意見が抽出されたため、計画案に反映させ、整理しております。

各グループの意見交換記録については、次ページ以降に整理しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、資料4「富士宮市都市計画マスタープラン案について」をご覧ください。

案の説明については、現行計画からの改定における主な変更点及び、前回の都市計画審議会からの変更点と地域別方針について説明させていただき、案の

説明とさせていただきます。

1. 改定における主な変更点としまして、現行計画から改定における主な変更点についてご説明いたします。

都市計画マスタープランは、富士宮市総合計画に示された将来都市像を具現化していくための都市づくりの基本的な方針となります。

その役割として、土地利用、都市施設などの「個別の都市計画の相互調整」や「都市計画決定・変更の指針」、「総合的な都市づくり、また協働と参画による都市づくり・地域づくりを進めるための指針」としての役割を担っております。

今回の改定では、平成29年度に実施した都市計画マスタープランの市民アンケート結果などを踏まえて、「計画の実現性の確保」、「都市の魅力創出」、「健全な都市経営」、「官民連携の促進」の4つの観点に着目し、「新たな着眼点」として、将来都市像を実現していくために、計画に位置づけております。

また、右上の図の都市計画マスタープランの構成についても変更をしております。改定計画は3部構成となっており、将来目標や前段でご説明した4つの着眼点などを整理した「都市づくり基本構想」、土地利用、都市基盤、都市環境の3つの分野ごとに取組方針を整理した「分野別方針」、市域を11の地域に分け、各地域の地域づくりの基本方針などを整理した「地域別方針」となっております。

「分野別方針」では、分野ごとに4つの着眼点について具体的な考え方を示した上で各取組方針を記載しています。また、都市づくり方針に整理される取組同士の多層的なつながりをわかりやすく示すため、まちなか商業地や沿道商業地など8つの区域特性に分類し、区域特性に応じて取組を整理するとともに、想定される関連事業とスケジュール、関連計画で示されている目標値も掲載しています。

2ページをご覧ください。前回の都市計画審議会からの各種会議とその対応状況について記載しております。

(1) 追加事項としまして、1つ目は都市計画マスタープランの都市づくりの基本理念を設定しました。計画案の28ページをお開きください。前回の審議会では、基本理念の例を示しておりましたが、これまでの各種会議や市民意見を踏まえ「富士山の恵みを活かした、文化・交流、健やかな暮らしが生まれる都市づくり」と設定しました。

2つ目は、地域別方針の「大宮中地域」以降を計画案の114ページから追加しました。前回の審議会でご報告させていただいた素案の段階では、地域別方針の取りまとめイメージとして大宮東地域のみを例示しておりましたが、地域まちづくり協議会が全て終了したため、全ての地域を記載しております。

(2) 各種会議の意見の反映としまして、前回の審議会でのご意見と、今年の5月に報告した市議会全員協議会でのご意見を記載しております。

①都市計画審議会では、前回の審議会で中間報告した素案に対する主な意見として、「人口減少下で、住民に対して若い世代等にどのような住まい方を提示するか」、「将来目標の実現に向けて市民に夢を持たせる方向性を示してはどうか」、という意見などに対し、計画案の26・27ページに「これからの実現したい市民の暮らしと都市計画の役割」を追加しました。住まい方の具体的なイメージなどについては、計画の概要版などに記載する方向で検討中でございます。

次に、「アンケートや意見集約の見える化を図れるといいのでは」という意見に対しては、計画案23ページに「お住まいの地域の生活環境に関する項目別の満足度・重要度」のグラフを追加しました。また、意見集約の見える化として、計画案178ページに「全市的な取組が求められる事項」として整理しております。

その他に、「計画書を作成する上での言葉の整理が必要」という意見については、全市的なまちづくりを「都市づくり」、地域別のまちづくりを「地域づくり」と表現するなど、計画書全般を見直し、整理をしました。

また、「計画書に掲載する写真は、魅力的なものを使用してもらいたい」という意見については、前段でご説明しました写真募集と合わせて随時精査していきたいと考えております。

②全員協議会では、議員の方々から多くの意見を頂いており、主な意見について記載をしております。集落拠点の点在する都市構造についてや、公共交通、空き家・空き地、産業振興など幅広くご意見をいただいております。計画書の考え方や対応箇所について記載をしております。また、計画書の見やすさや進捗管理など、計画策定に向けて検討させていただく内容についてもご意見をいただいております。

ここから、新たに追加した地域別方針の内容についてご説明させていただきます。計画案の106ページをお開きください。

まずはじめに、地域別方針の役割と活用方法についてご説明いたします。

全市的な観点から都市づくりの方針を分野ごとに示している分野別方針に対し、地域別方針では、住民の日常生活のコミュニティ範囲や土地利用の状況に応じた、地域ごとの取組をわかりやすく示しております。地域別方針は、各地域の目指す姿を示しており、また、その実現化手法として想定される地区計画などの都市計画制度の活用や、地域まちづくり計画の策定などを実現するに当たっての基本的な方針となります。

地域別方針の構成としては、地域の特性と現況、主要施設や地域住民から見

た課題や現状を整理した後、地域づくりの目指す姿を示し、その目指す姿を実現するための取組として地域づくりの取組方針を土地利用、都市基盤、都市環境、コミュニティの観点で整理しており、最後に地域の方針図を記載しております。

計画案108ページをお開きください。

ここから各地域の地域別方針となっておりますので、各地域の概要と目指す姿、地域づくりの取組方針の概略について説明させていただきます。また、地域ごとの最終ページに地域の方針図を記載しておりますので、合わせてご覧ください。

それでは、大宮東地域から順に説明させていただきます。

大宮東地域は、富士宮第一中学校を学区とする地域で、地域北部は、富士宮市役所や富岳館高校などが立地している都市地域と、明星山公園などを有する農業・森林地域によって構成されています。

計画案110ページをお開きください。

大宮東地域の目指す姿として、「緑豊かな丘陵などの恵まれた環境のもと、主要公共施設・文教施設や生活利便施設が整い、幅広い世代が快適で安全な生活や活発な交流・活動が生まれる地域づくり」を掲げています。

計画案111ページ・112ページでは、大宮東地域の目指す姿を実現するための、地域づくりの取組方針を記載しており、まちなかや幹線道路沿道での利便性の高い商業地の形成や、明星山公園の憩いの場、眺望の場としての整備・充実、地域内外や多世代との交流による住みよいコミュニティ形成などについて記載をしております。

計画案114ページをお開きください。

ここからは、大宮中地域について記載をしております。

大宮中地域は、大宮中支部と大富士支部からなる地域で、富士山本宮浅間大社と富士宮駅を中心として発展した中心市街地と、大富士交流センターを中心とする住宅地によって構成されています。

計画案116ページをお開きください。

大宮中地域の目指す姿として、「神田川に湧水や富士山本宮浅間大社内緑地などをはじめとする豊かな水と緑の保全・活用により、富士山の玄関口にふさわしい様々な交流や賑わいが生まれ、利便性の高い都市機能や居住環境が集積する地域づくり」を掲げています。

計画案117ページ・118ページでは、大宮中地域の目指す姿を実現するための、地域づくりの取組方針を記載しており、富士山本宮浅間大社周辺のまちなか商業地の形成や、城山公園、神田川ふれあい広場などの公園の整備・充実、富士山の玄関口にふさわしい景観形成などについて記載をしております。

計画案120ページをお開きください。

ここからは、大宮西地域について記載しております。

大宮西地域は、富士宮第三中学校を学区とする地域で、大きくは白尾山以北の都市地域と、南部の農業・自然地域によって構成されており、沼久保駅から西小学校にかけて集落拠点として位置づけられています。

計画案122ページをお開きください。

大宮西地域の目指す姿として、「豊かな水と緑の保全と活用を促し、まちなかとの一体性のある活性化と、うるおいと緑の背景を活かした住み良い住環境形成による地域づくり」を掲げています。

計画案123ページ・124ページでは、大宮西地域の目指す姿を実現するための、地域づくりの取組方針を記載しており、西富士宮駅を拠点とした既存商店街の活動や、大宮中地域との連携による地域の活性化、既存集落地の居住空間の維持と向上、沼久保地区の水辺の楽校などの身近な水辺空間の保全と活用などについて記載しております。

計画案126ページをお開きください。

ここからは、富丘地域について記載しております。

富丘地域は、富士宮第四中学校を学区とする地域で、地域の東部から南部にかけて市街化区域となっており、西部は農地・自然地の市街化調整区域となっております。また、富丘公民館周辺が集落拠点として位置づけられております。

計画案128ページをお開きください。

富丘地域の目指す姿として、「豊かな水と緑や農村風景を大切に、周辺環境と調和した地域産業と安全で健やかな住環境が生まれる地域づくり」を掲げています。

計画案129ページ・130ページでは、富丘地域の目指す姿を実現するための、地域づくりの取組方針を記載しており、周辺環境と調和した沿道商業地の形成や集落拠点の生活基盤の維持・向上、空き家・空き地の有効活用も含めた定住促進、地域交流拠点の整備などについて記載しております。

計画案132ページをお開きください。

ここからは、富士根南地域について記載しております。

富士根南地域は、富士根南中学校を学区とする地域で、国道139号や県道富士富士宮線などに沿道商業地が立地しており、富士市の市街地と隣接しております。また、地域東部の市街化調整区域には、主に農業地域が広がっております。

計画案134ページをお開きください。

富士根南地域の目指す姿として、「緑に恵まれた自然環境や茶園を中心とする農村風景を大切に、多様な産業が活発に営まれ、快適で安全な生活環境の確保

による幅広い世代の活動や住み良さが生まれる地域づくり」を掲げています。

計画案135ページ・136ページでは、富士根南地域の目指す姿を実現するための、地域づくりの方針を記載しており、周辺環境と調和した幹線道路沿道の商業地の形成や、新東名新富士インターチェンジへのアクセスの高い地域では、自然環境や住環境に配慮した産業機能誘導の検討、地域交流拠点の整備などについて記載をしております。

計画案138ページをお開きください。

ここからは、富士根北地域について記載をしております。

富士根北地域は、富士根北中学校を学区とする地域で、市街化区域の一部と、広大な森林地域と農業地域を有する市街化調整区域となっております。地域には国道469号が横断しており、その沿道には地域資源として史跡富士山を構成する村山浅間神社や富士山南陵工業団地があり、富士根北小学校・中学校・公民館一帯が集落拠点に位置付けられております。

計画案140ページをお開きください。

富士根北地域の目指す姿として、「富士山南麓の恵まれた自然環境や地域の歴史を大切に、新たな産業機能や農業を活かした交流機能の導入・活用と、住民同士が密接に関わる住み良い地域づくり」を掲げています。

計画案141ページ・142ページでは、富士根北地域の目指す姿を実現するための、地域づくりの取組方針を記載しており、集落拠点における良好な居住環境の維持と向上や、山林の適切な管理などによる山林環境の保全、農業振興や農地の適切な管理などをねらいに、市民農園などの導入検討について記載をしております。

計画案144ページをお開きください。

ここからは、上野地域について記載をしております。

上野地域は、上野中学校を学区とする地域で、全域が市街化調整区域となっております。東西に国道469号、南北に県道白糸富士宮線が横断しており、上野小学校・中学校・出張所一帯が集落拠点に位置づけられております。

計画案146ページをお開きください。

上野地域の目指す姿として、「豊かな田園風景、水・緑などの自然を大切に、水辺環境や歴史、住民同士のつながりを活かした地域の文化・資源・魅力を継承できる地域づくり」を掲げています。

計画案147ページ・148ページでは、上野地域の目指す姿を実現するための、地域づくりの取組方針を記載しており、上野出張所周辺の集落拠点の良好な居住環境の形成や大石寺、千居遺跡など地域の歴史資源の活用、営農環境の保全と合わせた田園風景の保全などについて記載をしております。

計画案150ページをお開きください。

ここからは、北山地域について記載しております。

北山地域は、北山中学校を学区とする地域で、東西に国道469号、南北に国道139号が横断しております。幹線道路沿道には北山工業団地や山宮工業団地が立地しており、北山インターチェンジ周辺は職住近接産業拠点として位置づけられています。また、北山小学校・中学校・出張所一帯と山宮小学校周辺がそれぞれ集落拠点として位置づけられています。

計画案152ページをお開きください。

北山地域の目指す姿として、「富士山南西麓の恵まれた自然環境を大切に、地域基盤を活かした拠点形成による次世代の定住や活動を生み出し、特色ある自然や歴史が継承できる地域づくり」を掲げている。

計画案153ページ・154ページでは、北山地域の目指す姿を実現するための、地域づくりの取組方針を記載しており、広域的な幹線道路の利便性を活かした産業立地の推進や史跡富士山を構成する山宮浅間神社の世界遺産富士山の構成資産にふさわしい整備・保全、北山本門寺や北山用水など、地域資源の有効活用などについて記載をしております。

計画案156ページをお開きください。

ここからは、上井出地域について記載をしております。

上井出地域は、猪之頭中学校と西富士中学校の一部を学区とする地域で、山梨県との県境に位置しております。南北に国道139号が横断しており、大きくは富士山西麓及び天子山系の広大な森林地域と、朝霧高原、農業地域によって構成されています。また、猪之頭中学校周辺及び上井出小学校周辺はそれぞれ集落拠点に位置づけられています。

計画案158ページをお開きください。

上井出地域の目指す姿として、「富士山西麓の大自然を大切に、地域産業と観光の活性化を図り、地域に根差す人々が住み良く、自然環境や地域文化を後世に伝える地域づくり」を掲げています。

計画案159ページ・160ページでは、上井出地域の目指す姿を実現するための、地域づくりの取組方針を記載しており、各集落拠点の維持と向上や、上井出インターチェンジ周辺の職住近接産業拠点での周辺環境と調和した産業立地の推進、田貫湖や音止めの滝、人穴富士講遺跡など多様な地域資源を活用した観光交流機能の充実などについて記載をしております。

計画案162ページをご覧ください。

ここからは白糸地域について記載をしております。

白糸地域は、西富士中学校を学区とする地域で、天子山系の森林地域と水田を中心とする農業地域によって構成されています。また、白糸の滝や田貫湖などの地域資源を有し、白糸小学校・出張所周辺が集落拠点に位置づけられてお

ります。

計画案164ページをお開きください。

白糸地域の目指す姿として、「天子山系を背景に、滝・湖・森などを活かした魅力ある観光・レクリエーション拠点を形成し、豊かな自然と共生した暮らしを育む地域づくり」を掲げています。

計画案165ページ・166ページでは、白糸地域の目指す姿を実現するための、地域づくりの取組方針を記載しており、白糸小学校及び出張所周辺の集落拠点における良好な住環境の形成や、白糸ノ滝、白糸自然公園及び田貫湖などの地域資源の保全・整備・活用、農地の適切な管理による耕作放棄地の改善と田園風景の保全などについて記載をしております。

計画案168ページをお開きください。

ここからは芝川地域について記載をしております。

芝川地域は、芝川中学校と柚野中学校を学区とする地域で、天子山系などの森林地域と、河川沿いの農業地域、芝富・内房・柚野・上稲子・下稲子の5つの拠点集落によって構成されています。また、大鹿窪遺跡や新稲子川温泉ユー・トリオなどの地域資源を有しております。

計画案170ページをお開きください。

芝川地域の目指す姿として、「天子山系の豊かな自然環境や田園風景と共存した安全で暮らしやすい生活環境を確保し、受け継がれてきた歴史・文化・地域産業を活かしながら多様な交流・活力を創出する地域づくり」を掲げています。

計画案171ページ・172ページでは、芝川地域の目指す姿を実現するための、地域づくりの取組方針を記載しており、集落拠点における安全で快適な居住環境の形成や、新東名高速道路新清水インターチェンジとの道路ネットワークを踏まえた交通機能の充実、天子ヶ岳や白鳥山などの豊かな自然環境の保全などについて記載をしております。

174ページ・175ページをご覧ください。

ここでは、各地域の地域づくりの取組方針を星取表で整理しております。また、その取組方針が分野別方針のどの取組に反映されているかも合わせて整理しております。

176ページをご覧ください。

ここでは、複数地域で共通する課題・連携して取り組む事項の整理として、第3回まちづくり協議会において、複数地域で会議開催した結果を整理して記載しております。

協議会の第1回、第2回の中で共通する地域課題があがったことから、地域間での機能補完・連携を高め、広域的な視点で効率の良い施策展開を図ることを念頭に置き、隣接する複数地域をグループとし、グループごとのテーマにつ

いて意見交換を行いました。資料下段に協議会の開催概要として表で整理しております。

177ページでは、地域同士の共通の取り組みや連携に関する意見として、グループごとに整理しております。

178ページ・179ページでは、全市的な取組が求められる事項を表で記載しており、地域やグループに限らず、更に広い範囲での取組や全市的な取組が求められるものを整理しました。また、ここでの取組は広域的なものになるため、取組内容が分野別方針のどの取組に反映されているのかを合わせて整理しております。

以上で報告事項1「富士宮市都市計画マスタープランについて」の中間報告を終わります。

藤井会長

ありがとうございました。非常に丁寧にご説明いただきました。質問等ございましたら、資料のページを示しながらお願いいたします。

石川委員

私も参加した第4回地域まちづくり協議会では、資料2の12、13、合わせて都市計画マスタープラン計画案の133ページも共通していますが、第一に自治会に加入しない住民が増えてきており、住民同士のコミュニケーションがあまりないという意見が出ました。

第二に、北部では道路が狭く、自転車が走りやすい道路環境を作ってほしい、一番困っていることで高齢化が進む中で移動スーパーがほしい、といった意見が出ました。

藤井会長

地域の中で特に要点として挙げた意見についてご紹介いただきました。その他いかがでしょうか。

若林委員

各地域の実態を細かく調べ、地域毎の要望に即した地域別の構想になっていますが、それを主として全体の都市計画をつくり、その上には都市計画法があります。

例えば道路問題にしても、富士宮独特な地域性を活かした道路の作り方があっていいと思います。山梨県に視察に行った際は、山梨特有の道路形態を条例で作る取組を行っていました。

都市計画法の中では、地域特性をどこまで活かせるのでしょうか。

藤井会長

事務局いかがですか。

事務局（都市計画課長）

都市計画法に関しては、委員の皆様ともマスタープランの議論の中でお話しさせていただいておりますが、都市計画法はある程度の裁量や運用の部分は、決定者である市に委ねられています。

土地利用という話のなかでは、線引きをした調整区域のなかであっても手続きを踏めば地域に必要なものは建てることのできるという制度も残されています。

必ずしも都市計画法は四角四面の法律ではなく、地域づくりのなかでは柔軟な仕組みも残されていますので、法律の適正な運用が地域性を阻害するものではないとご理解いただければと思います。

藤井会長

よろしいでしょうか。

道路の話ですと、都市計画法では都市計画道路があり、富士宮市の将来の都市づくりの骨格となる道路を考える際、市街地を形成するために必要な道路はなにか、ということが一つの柱となります。都市計画法に基づいて運用するのは基本的にはこの部分です。その他に道路法、道路交通法で道路の取組は決まってきます。

先ほど自治体によって道路の作り方が違うというお話がありましたが、市民の生活に直結するような道路なのか、あるいは都市間を繋ぐ道路なのか、それにより道路の基本的な構成は変わります。例えば、道路構造令で規格の高い道路には標準設計が組み込まれているので、その要件を大きく外れることはできません。しかし日本全国画一的な道路を作っても仕方がないので、道路構造令の改定が行われ、地域に合った運用の仕方考えるために、地域別ルールが緩和されてきています。

その他に取組めるもので、生活道路に関連するところは地区交通という形の中で運用ができる仕組みになっています。例えば警察で取組んでいるゾーン30など、地域全体を住区としてとらえて道路全体の運用の仕方を考えることが出来ます。

もしくは、道路構造そのもので速度帯を変えるやり方があり、歩道部分の拡幅をすることにより車が通行しづらい形をとって住民の方の安全を守っていく、

このような部分はローカルな仕組みとして運用できる部分です。

このように、市街地形成の中で、都市計画法に基づかない他の法律に基づいて運用するものがあるをご理解いただければと思います。

その他いかがでしょうか。

長谷川委員

計画案178ページで、都市環境 森林・農地部分の記述で、適切な森林や農地の管理のための仕組みづくりとありますが、森林や農地の管理のための仕組みは既にあり、それをどう地域に落とし込んでいくかが今やらなければならないことではないかと考えています。もう一度森林や農業の担当の方に確認をしていただければと思います。

藤井会長

事務局どうぞ。

事務局（都市計画課計画係主査）

仕組みづくりがあるなかで、どう地域に落とし込んでいくかが今後必要になってくるということですので、記載については担当部局等に確認させていただいて、地域別方針へ記載する内容をもう一度整理し、修正させていただければと思います。

藤井会長

今のご質問に少し加えさせていただきます。例えば、他の自治体で農地100選に選ばれたような都市のなかでも、営農される方が減り未耕作地が生まれ、緑の空間がなかなか確保できない、その中で、耕作地域を集約させるような仕組みとして、個人営農から共同型の仕組みにかえる自治体も出始めています。

そのような点を考えると、農地の管理の部分は、積極的な農地育成まで含めて考えられることがあるのかどうか、事務局で把握していることがあればお伺いしたいと思います。いかがですか。

長谷川委員

私からよろしいでしょうか。農家の方の高齢化もありますので、施策の方向としては、若くて経営力がある担い手に農地を集約させていく取り組みをしています。富士宮市はそのような取組を県内で一番頑張っている市である、ということで紹介させていただきます。

藤井会長

そうすると、管理の仕組みづくりはある、もしくは新たに生み出すもの、という形で整理をすると伝わるのではないかと感じます。

その他いかがでしょうか。

青木委員

計画案174ページの、防災対策の推進、富士山の玄関口にふさわしいまち並みの形成の部分では、大宮中だけ重点的な取組みになっています。大宮中と大宮東は非常に近く隣接しているので、どちらも防災対策として重要な地域でしょうし、富士山の玄関口としても関連するところではないかと思えます。地区別の方針ということでそれぞれご意見が出ているのかもしれませんが、このように隣接するところでは、もうすこし幅広く同じような取組みがなされるものではないかと思うのですが、その点を教えていただけますか。

藤井会長

176ページあたりのグループで考える概念と近いご質問ではないかと思えます。

事務局いかがですか。

事務局（都市計画課計画係主査）

富士山の玄関口にふさわしいまち並み形成や防災対策の推進など、おっしゃっていただいたとおり、隣り合う地域の中で状況が大きく違うというのは考えにくいです。

しかし、今回の地域別方針では、富士山の玄関口にふさわしいまち並み形成部分について、大宮中地域が有する富士宮駅や浅間大社を、市としての重点ポイントとして置かせていただき、他の地域の自然環境、営農環境とは少し違った形で項目を出しています。

また防災対策については、地域まちづくり協議会の中で、大宮中地域として防災に対するご意見が挙がりましたので、項目として出させていただいています。分野別方針の該当箇所なかで、全市的な部分でも方向性は記載をさせていただいているので、地域別方針では、挙げていただいたご意見の吸い上げをいたしまして、項目として出させていただいています。

防災対策など、場所によっては必要な地域もあるかと思えますので、その部分は改めて見直しをしながら整理していこうと考えています。

地域別方針の項目については、地域住民のご意見を抽出した部分と、全市的な分野別方針で整理をしている、ということでこのような表の整理となってい

ます。

長谷川委員

地区の境と実際のまちの境はちがうと思うので、検証していただけるといいと思います。

藤井会長

おそらく174ページ・175ページでは個別の方針、176ページになると特性が似ている地域のなかで、将来的な計画事項が合わさったもの、さらに最後のページでは全市的なものと、階層的な組み方をしているので、もうすこしイメージの繋がりとしてわかりやすいほうがよいのではと思います。

例えば、176ページ・177ページは、まちづくり協議会を開催したなかで、関連する地域性のご意見をまとめたものになっています。これは確かにまちづくり協議会のなかで動いてきたものですが、市としては個別の地域の問題と、類似する地域性の問題を、市域全体の分野別方針に繋げるための方向性として整理していきたいという思いが強く出てきている部分ではないかと思います。

そうすると、今のご質問のような単独の境界としての話ではなく、関連するところは類似する性質の方向性を意識する考え方があってもいいのではないかと、さらに、境界をいくつか集約したものから市域全体をみたときは、全市共通型の仕組みとして、最低限の都市計画の基本事項として再整理する必要があるということで、178ページ・179ページが見えてくるのではないかと思います。

いずれにしても、個別の案件の中身については該当箇所が記載されているので、積み上げれば見えてくることかもしれませんが、地域性を個別で見たうえでさらに関連するものをまとめるイメージをもう少し強く出していただいたほうが、都市計画の将来の姿をイメージしやすいのではないかと思います。

であるとすれば、176ページの取り組み事項の整理部分の表現、2つあるいは3つの地域を組む考え方を、もう少し補足したほうが理解は深まるのかもしれないので、事務局でご検討いただければと思います。

その他いかがでしょうか。

菅原委員

26ページと41ページで、人材に関することですが、まちづくりでは人が主役になります。

最近、学生に「自分の出身地のいいところはどこか」ということを必ず聞い

ています。

ところが、自分の出身地のいいところがわからない、答えられない、有名な観光名所が無いのでなにもない、という学生がとても多いです。

しかし、観光地や観光名所があるところがいいところではなく、こういうところがいい、という意識があるかないかでかなり決まってくるものです。それがないということは、小さい時からこういうことを考えるチャンスがほとんどないので、大人になって都心へ出て自分の出身地を紹介するときに、自慢するところがない、というような回答になってしまうのです。

これがどういうことかという、小中高時代に、自分の地域ではこういうことをやっていて大人はこう考えているが、自分たちはどう考えているかという、まちづくりへの参加のチャンスがほとんどないということです。富士宮市でも様々な委員会や協議会がありますが、若い方の姿はほとんどみえません。先ほど自治会への参加の興味が無いとおっしゃっていましたが、要するに参加するチャンスがないから、自治会に対して興味がほとんど持てない、興味を持たないまま都市部へ出てしまうから帰ってこない、そのような悪循環があるのではないのでしょうか。

こういうことを考えたとき、会津の学校へ毎月行くのですが、その際に若い女子学生から「自分の家が稼業を閉めてしまいましたが、自分はまちに関わりたい、なんとかここに残って関わるチャンスはありませんか」という質問を受けました。こういう協議会のときにそのような参加するチャンスを作れないかと思えます。

また、小学校や中学校で意見を言い合う、大人たちはこう考えているのだということを知らせる項目を、マスタープランに入れるべきではないのでしょうか。

若い人が減るとかではなく、若い人が参加する機会を作っていない、その辺りを是非マスタープランのなかで考えていただきたいと思えます。

藤井会長

事務局いかがでしょうか。

事務局（都市計画課計画係主査）

今回の計画改定にあたり地域まちづくり協議会を開催しておりますが、おっしゃるとおり、参加いただける若い方、学生の方などは他の世代に比べると少なく、大宮中地域では中学生の方3人に参加いただきました。ただ、中学生の方も平成29年度からの改定期間の間に高校生になり、部活が忙しくなるなど出席が毎回できなかつた方もいらっしゃいました。

そのなかで、各地域まちづくり協議会の参加者は、自治会長さんに男女比や

世代が均等になるようお願いさせていただいておりますが、各地域でも先ほどの自治会への加入率や、お仕事や部活などで忙しいなど若い方の参加が難しい状況がございます。

市としては各中学校で富士山学習という、富士宮市のまち、地域について学ぶ総合学習を行っております。

今回の都市計画マスタープランの改定につきましても、計画案の104ページ3-(5)-1「市民の都市づくりへの関心の向上」にあるように、富士宮まちづくり出前講座などで、継続的に取組や市民参加について、学校の校長会などで情報を発信していきます。中学校3年間での総合学習では、1年生で課題を決め、2年生で情報収集、3年生で課題のとりまとめ、発表をするというカリキュラムなかで、中学1年生の時点でまちづくりや景観などに興味を持っていただき、富士宮市、自分たちの住んでいるところに、意識、関心を高く持ってもらいたいと考えています。

マスタープランに、富士宮まちづくり出前講座や、小中学校と連携した取り組みを載せていくことで、若者世代のまちづくりへの関心を高め、次回の計画改定の際には、地域の担い手として自分たちの地域の良さや想いを反映した計画づくりをしていきたいと考えています。

方向性としては記載をしておりますが、今おっしゃっていただいたように、若者世代を取り込みながら、地域まちづくり協議会では若者世代意見の反映が少し足りなかったかもしれません。今後のまちづくりを進めていくなかで、若者世代の意見は多く取り込んでいきたいと考えています。

菅原委員

出前講座もいいと思いますが、自分が参加して役に立ったという成果を若者に与えてほしいです。「自分もまちづくりに参加できている、大人たちが意見をきいてくれて、反映してもらっている、だからまちづくりに興味が持てた」このような流れを作ってほしいです。

形式的なことより、小学生でも「自分の意見がまちづくりに活かされている、だからまちづくりに参加したい」という土台を作ってほしいです。

藤井会長

私はいま千葉県の我孫子市で、総合計画の策定に携わっていますが、そこに大学生の学生が3名ほど公募で参加しています。どういうことで公募してきたのかというと、中学・高校の6年間月一回程度、市長と自分たちのまちのことを、毎回テーマを変えて話し合うという会議に参加してきた若者が、自分たちのまちの問題を考えようと総合計画づくりに手を挙げて参加しています。

育てるところから始め、計画をして将来を自分が担うところまでやろうという若者たちが出始めています。このような取組もありますが、富士宮市にとってどのようなものかいいのかは地域性によっても異なります。

例えば、今私の学科に通っている浜松出身の学生は、高校時代に、高校生のワーキンググループのような形で市に提案する仕組みがあり、まちづくり協議会の学生版のようなもので、全市内の高校生からチームを作って自分たちのまちを考えるとということを、シンポジウムの形でやっていました。そのような高校3年間を過ごして大学に進学しましたが、現在は浜松の地域公共交通会議の公募委員として、浜松の交通問題に関わっています。

若くて思いを持っている人の中でも、若い時に刺激を受けた人たちはあとから「自分のまちをなんとかしたい」という思いを持つ人が育ってきます。その辺の仕掛けが、どういう形がいいのか、教育委員会を介して取り組んだほうがいいのか、もしくは、我孫子市のような市の単独の声掛けで、少人数から始まっていく懇話会のようなスタンスがいいのか、富士宮流のなかで考えて、若い人たちが自信を持って育て、かつ将来自分たちが携わっていくんだという思いを持つところまで育てていく仕組みを是非、このマスタープランとは別に検討していただけるといいと思います。

その他いかがでしょうか。

・・・・・・・・意見なし・・・・・・・・

いくつかご意見いただきましたので、事務局はこれからパブリックコメント等全体の調整を含め進めていただければと思います。

次に、報告事項2件目「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針の改定について」事務局から説明をお願いします。

事務局（都市計画課計画係主査）

報告事項2市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針の改定について、中間報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは座って説明させていただきます。

この「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針」は、平成16年に当初作成しており、策定当時は、市の人口も増加傾向にある中で、地域住民や事業者の発意によって、市街化調整区域に良好な住環境を形成し、人口増加の受け皿として活用を期待しておりました。

現在は、当初の活用目的ではなく、人口の減少傾向にある中で、集落維持の観点から活用を期待するものと変わってきております。今回の改定では、それ

ら社会動向の変化を念頭に置いた改定をしております。

それでは、1ページをご覧ください。

「改定の趣旨」としまして、先ほどの説明と重複するところもございますが、開発行為などが制限されている市街化調整区域において、地域の活力を維持するための一つのツールとして、都市計画の分野では地区計画の活用により地区の特性を生かした地区レベルのまちづくりを行うことを可能としており、富士宮市においても、地域の活力維持と良好な生活環境の形成を目的に、旧村落の中心部周辺などの生活拠点において、計画的な土地利用に向けての熟度が高まった地域には、地区計画制度を有効に活用できるよう、平成14年3月に策定した「富士宮市都市計画マスタープラン」への位置づけと、「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針」を平成16年3月に策定しております。

今回の改定では、人口減少・少子高齢化や大規模災害、環境問題・エネルギー対策などの社会動向への対応や、富士山世界遺産登録を契機とする地域特性を活かした発展性のあるまちづくりを図り、健全で持続可能な都市経営の実現を目指すため、「富士宮市都市計画マスタープラン」を改定するところから、合わせて「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針」の改定を行っております。

2ページをご覧ください。

「本方針の位置づけと役割」としまして、静岡県の「市街化調整区域等における地区計画活用方針」には、都市計画マスタープランに市街化調整区域での地区計画適用についての基本的な方針を示し、適用地区については、実施が確実に関係機関との調整が整ったものを位置づけるとしております。

富士宮市においては、現段階で詳細な土地利用方針が策定され、インフラ整備が確実な地区が存在しないため、都市計画マスタープランには地区計画の適用が必要なエリアなどを示すことにとどめております。

そのため、都市計画マスタープランの別冊として本方針を策定し、具体的な事案が出た時点で、別で「適用地区詳細方針」を策定することで、県から示されている「市街化調整区域等地区計画の知事協議にあたっての静岡県の指針について」への適合を図ることとしております。

4ページでは、「本方針の構成」について記載をしております。

5ページから12ページについては、「第1章、市街化調整区域の現状」としまして、最新データの追加、修正を行っております。

13ページから15ページでは、「第2章、市街化調整区域での上位計画での位置づけ」を記載しており、総合計画での土地利用の位置づけと都市計画マスタープランの将来都市構想図を記載しております。

17ページをご覧ください。

「第3章、市街化調整区域の都市計画制度等の概要」について記載をしております。

「2）開発許可制度」をご覧ください。市街化調整区域において開発行為を行う場合、都市計画法第29条に位置づけられている一定のものを除き、都市計画法の許可が必要になります。許可の対象となる開発行為は、都市計画法34条によって許可基準が規定されており、その一つが地区計画または集落地区計画に関するもので、これらの計画に適合していれば、開発行為の許可の対象となります。

18ページには、「許可の対象となる開発行為」を表で整理しており、網掛けの第10号が地区計画に関する内容となっております。

19ページには、「その他の制度による規制と誘導」について記載しております。今回の改定では、指定大規模既存集落制度と、20ページに優良田園住宅制度を新たに追加しております。

22ページでは、「市街化調整区域での地区計画制度の概要」として制度の目的などを記載しております。

24ページでは、「都市計画法及び都市計画運用指針に示されている地区計画の対象区域」について記載しており、都市計画法第12条の5第1項第2号及び都市計画運用指針、県の活用指針において、表に示す通り、地区計画を定めることができる区域などが規定されております。

25ページでは、「地区計画制度の活用の例」を表で記載しております。

26ページをご覧ください。

「第4章、地区計画の適用に向けた基本的な方針」について記載をしております。

1、市街化調整区域における居住環境・地域活力に関する課題としまして、全市的に人口減少期を迎えている中で、特に市街化調整区域ではその傾向が顕著となっております。

そのため、コミュニティ形成や定住人口の維持も含め、居住環境や地域の魅力を向上させ、後世へ伝えていくことが地域の活力維持・向上のために重要となっております。

27ページでは、都市計画マスタープランの基本理念である「富士山の恵みを活かした、文化・交流、健やかな暮らしが生まれる都市づくり」の実現に向けて、市街化調整区域における居住環境・地域活力に関する課題を整理しております。

28・29ページをご覧ください。

「市街化調整区域における地区計画適用にあたっての基本的な考え方」としまして、都市計画マスタープランでも記載しております「これからの実現した

い市民の暮らし」を、「地区計画制度活用のねらい」と合わせて記載しております。

市街化調整区域に点在している各地域において、自立力と地域同士の連携力を高めていくことが求められていることから、地区計画制度を活用し、各地域の土地利用や環境などの特性に応じた活力と拠点性の向上を図り、次世代に選ばれる富士宮市での暮らしの創出を促していく必要があります。

30ページには、「市街化調整区域における地区計画適用に期待される効果と特徴」として、「都市計画マスタープランの取組方針の実現」、「地域課題の解決」、「地域づくりの意識醸成」の3つの活用目的があげられ、それらを促進することにより、土地利用の整序、各地域の活力と拠点性の向上を図る効果を記載しております。

31ページでは、「適用が必要な地域の選定」としまして、フロー図で示しております。「上位計画の位置づけ」から、「居住環境・地域活力に関する課題」及び「地区計画適用にあたっての基本的な考え方」をもとに、地区計画が最もふさわしい手法であると判断できる区域を抽出し、既存公共施設の配置等の要件を踏まえ、適用が必要な地域を選定します。

その結果、14の集落において適用が必要な地域との選定結果になっており、各集落の中で地区計画適用の意識が高まった地域から、地区計画の「適用地区」と定め、地区計画を実施していきます。また、各集落は「集落拠点地域」と選定しており、25ページの地区計画制度の活用例のイー③、ロー①、②、③に該当します。

32・33ページには適用が必要な地域の概要を整理しております。

35ページをご覧ください。

「4、市街化調整区域における地区計画適用に向けた中長期アプローチ」を記載しております。この中長期アプローチの考え方については、本方針の改定において、改定の趣旨を踏まえ追加した項目となっております。

地区計画は、地区レベルのきめ細やかなまちづくり計画であるため、地域住民の発意で地区計画を進めていくことを原則としておりますが、住民主体で地区計画を検討する際に、地域のおかれている状況も多岐にわたるため、地区計画を適用する詳細な場所の選定や他法令の関係など、制度の活用が難しい状況にあります。

都市計画マスタープランの基本理念の実現のためにも、各集落拠点内において定住人口の維持や活力向上を目指す中で、地区計画を活用しやすいものとするため、行政主体で「適用が必要な地域」の14集落拠点から「適用地区」のモデル地区を抽出し、その上で、地域住民と地区計画制度への理解や制度の活用による地域課題の解決への意識の高まりなどを考慮して、モデル地区を絞り

込み、計画的に「適用地区」を定め、順次「適用詳細方針」を作成し地区計画制度を適用するという、中長期の視点でのアプローチを進めていく考え方を記載しております。

36ページ以降は、地区計画制度を進めていく手順や技術的な基準などの記載となっておりますので、概略の説明とさせていただきます。

36ページから50ページの「第5章 地区計画立案にあたっての基本事項」では、適用地区の4つの類型と適用目的、適用地区の設定基準、住民の合意形成、地区計画に定める内容などについて記載をしております。

51ページから60ページの「第6章 地区計画実現までの手順」では、地区計画実現までの流れをフロー図として記載しており、4つの段階に分けて手順を整理しております。

61ページから74ページでは、参考資料として「各タイプのプラン例」を整理しており、適用地区の4つの類型ごとのプラン例を記載しております。

75ページから90ページでは、「地域カルテ」として、都市計画マスタープランの地域別方針で記載している「地域づくりの目指す姿」と「取組方針」、地域まちづくり協議会やアンケート調査の結果などの住民意向を整理しております。

以上で報告事項2 市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針の改定についての中間報告を終わります。

藤井会長

ありがとうございました。

ご質問等ございましたら承りますが、いかがでしょうか。

植松委員

冒頭の説明で、人口減少の問題を前面に押し出してご説明いただきましたが、先ほどの都市計画マスタープランのほうでは人口減少を全く押し出していなかったのが、矛盾しているような気がします。現在人口減少が進んでいますので、地区計画を行うのであれば、都市計画マスタープランについても人口減少を前面に出すべきではないかと思えます。

また、地区計画については主に民間主導の地区計画ということですが、その辺りの進め方について、地域の皆さんが思いを持って合意しないと進んでいかないと理解していますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

藤井会長

事務局お願いします。

事務局（都市計画課計画係主査）

まず1点目の人口減少の部分につきまして、地区計画の適用の方針を作成した当初の目的から今回改定するにあたって、方針が大きく方向転換したということはありません。

ただ、作成した平成16年の段階から人口が増加しているなかで、人口の受け皿として市街化調整区域においても拠点集落の活用を期待していたのですが、現在人口が減少していくなかで地域を維持していくということで活用方法が変わってきたという説明を前段でさせていただきました。

都市計画マスタープランのなかで人口減少があまり押し出されていないというご指摘でしたが、都市計画マスタープランについても人口減少における20年後を見据えた人口動向というかたちで、約2万人人口が減少すると記載させていただいております。個別の取組についても記載を反映した取組となっています。

ご指摘いただいたとおり、人口減少の部分をもうすこし都市計画マスタープランでも打ち出したほうが、地区計画の適用の方針と整合性がとれるのではないかと思いますので、計画書の説明の仕方も踏まえてもう少し整理させていただきます。

事務局としては、都市計画マスタープランも地区計画の適用の方針についても、人口減少のなかで、どういうまちづくりや地区計画を進めていったらいいのか、というところで根底は一緒の部分がありますので、両者の整合性が取れるように説明させていただこうと思います。

次に、2点目の民間主導の地区計画の進め方につきまして、想定していただいているとおりでございます。地区計画の適用の方針でも1ヘクタール以上と定められておりますが、そのような土地の地権者等の合意形態を得ながら進めていかなければならないので、そういった点が、地区計画を進めていく中でハードルになっているのではと思います。

おっしゃっていただいた地区計画制度の考え方で、問題はございません。

植松委員

都市計画マスタープランについても同一の方向性で、説明のやり方も変えていただけるということでしたが、基本的に都市計画マスタープランは、各地域の意見を聞く場でも人口減少を前面に出して説明した上で、それに備えて地域をどうしていくべきか、という意見を抽出する必要があると思います。

現況に合わせて将来どうするのかという意見を挙げていただいているようにしか私には感じるができなかつたので、現実問題として人口減少を踏まえ

たうえで、予想されることに備えてまちづくりをこうしていききたい、という考え方をしないと、現実に即した計画にはならないと思います。そのような点をもうすこししっかりと整理していただきたいです。あくまでも理想論だけで都市計画マスタープランを作っても仕方ないので、現実問題に即して作っていただきたいと思います。

そして、地区計画の適用の方針でも、希望的な面もありますが、なかなか現実味がないように感じます。人口減少のなかで、コンパクトシティの考え方をしていくべきとなった場合、まちづくりに関してはもっと行政が主導的な立場になってやっていかないと、制度として計画が立てられるようになっていても、実際になにもなされていないということが危惧されます。これについてはどのようにお考えですか。

藤井会長

事務局いかがでしょうか。

事務局（都市計画課計画係主査）

地区計画の適用の方針でもなかなか民間主導では難しいというお話で、地区計画制度の活用がされてこなかったなかで、都市計画マスタープランの中では中心市街地と、市街化調整区域の各集落拠点に居住を集中させて、拠点と拠点を結ぶような形でまちづくりの構想を描いております。地区計画適用の方針のなかでは、35ページの中長期的アプローチにあるように集落拠点のなかで行っていきたいと考えています。

地区計画を進めていくために、実際どこの場所だったらできるのかというところも踏まえて、地区計画が少しでも進んでいくように、地区計画やほかの手法とも整合性を取りつつ、行政としてもサポート、アプローチをしていきながら進めていきたいと考えております。

そのなかで示させていただいたのが、適用地区やモデル地区の抽出という形で、都市計画マスタープランで各地域に入らせていただいたきながら各地域の現状を見ているので、そのなかでどの地域を適用地区とするのかを考えて、それを以て各地域の住民の方々と話をさせていただき、住民の方の気運が高まったときに、地区計画のスタートを切れるよう、制度を活用できるような形を作っていきたいと事務局では考えています。

植松委員

ということは、地区計画を制定して、そのあと民間に地区内での開発を委ねる、というような意味合いでしょうか。

結局のところ、計画は立てても実現するためには資本が必要であって、その資本はいまのお話ですと完全に民間頼りというように感じているのですが、その辺りはいかがですか。

事務局（都市計画課長）

地区計画も一つの土地利用の制度となりますが、例えば線引きや用途地域など、市が一定の目的を持って住民の方々に行うような都市計画ではありません。ですので、市のほうから地域に地区計画の網をかけて、開発する民間を募るような制度ではありません。

先ほど事務局からも説明いたしましたが、実際に地区計画を適用して開発行為をするときには、あくまでも住民の方の発意と考えております。

ただ、地区計画の活用はなかなか難しいものですから、ある程度可能性のある地域の目星をつけながら、住民の方々と地区計画の適用について議論を重ねまして、活用してみようという話になれば支援をしながら、地区計画を決定して開発行為で宅地造成を目指していきます。あくまでも地区計画の適用は住民の方々の発意によりますので、市はなるべく、住民の方々が制度を活用してみよう、という気持ちを作るお手伝いをしていきたいと考えております。

藤井会長

よろしいでしょうか。

いまの議論は難しいところではありますが、先ほどの人口減少の話ですと、都市計画マスタープランのなかの19ページあたりで、将来の人口減少の傾向や高齢化に関して、地域別に基本的な形を示しています。そのなかで地区別の計画づくりに入り込んでいるということで、問題意識はある程度共有できているのではと私は思いました。地域の方たちが状況をどこまで自分自身の問題として理解しているかどうか、その点はこれからも丁寧にやらないといけないことだと思います。

そして、市街化調整区域における地区計画適用の方針で、私が関わっている自治体の中では、このような形で基本的な方針を出した自治体は富士宮市が初めてです。

どちらかというと、市街化調整区域そのものは基本的には開発行為を行わないことが前提条件ですので、住民の方たちの発意があつたとしてもなかなかやりにくいのが現状です。

そこでコンパクトシティを考えたときに、住民の方に市街化区域のなかに編入してほしいと思っても、立地適正化計画を組んでいるような自治体であっても、ゆるやかな誘導のなかで、土地を持っている方たちが市街地のなかに移動

するのは現実的には難しいと感じます。そういったなかで拡散した集落が広がってしまうと地域としてのコンパクトな集約化を、都市全体として成し得ません。

なので、本来は市街化調整区域のことは計画書として考えなくてもいいはずですが、住んでいる方たちも永続できる仕組みづくりを手掛けるものとして明確にこのような形でスタンスを出しています。これに要件として挙がるようなモデル地区が出てくると、自分の地域もこのような暮らし方ができるのかと動き出すきっかけにもなります。

いままでそういったものが一切ない状況の自治体がほとんどのなか、丁寧なことをやっている印象ですので、これがモデルである、ということだけではなく、実際に動き出すところまでのサポートや、丁寧に理解していただくところまでやっていくことが大事なのではと思います。

その他いかがでしょうか。

・・・・・・・・意見なし・・・・・・・・

よろしいでしょうか。

次に、報告事項3件目「富士宮市都市計画道路必要性再検証について」ですが、会議が長時間に渡っておりますので、一度5分間の休憩を挟みたく思いますが、いかがでしょうか。

事務局（都市計画課長）

それでは休憩を挟みまして、5分後に再開させていただきます。

よろしく申し上げます。

・・・・・・・・休憩・・・・・・・・

藤井会長

それでは本日の最後の報告事項となります。

「富士宮市都市計画道路必要性再検証について」、事務局お願いいたします。

事務局（都市計画課計画係技師）

私からは、報告事項（3）富士宮市都市計画道路必要性再検証について、作業の内容や経過についてご説明いたします。スクリーンに資料を映しますので、そちらをご覧ください。

それでは着席して説明させていただきます。

まず始めに、都市計画道路の説明をさせていただきます。ご覧いただいている図に赤色で示したのが富士宮市の都市計画道路です。

都市計画道路は、都市計画法の手続きを経て定められた道路のことで、都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保するための、都市交通における最も基幹的な都市施設です。

都市計画道路を定める意義は、主に次の3点です。1点目として、土地利用や他の都市施設の計画と調整し、都市計画としての統一性や一体性を確保できます。

2点目に、都市計画道路の区域内には建築制限が発生するので、整備に支障のある建築物の発生を抑制することができます。

3点目に、都市計画道路の手続きをすることで、計画の必要性や内容が明らかになり、整備に向けた住民との合意が形成されます。

富士宮市の都市計画道路は、富士富士宮線と吉原大月線を補完する形ではしご状に配置されています。

このうち、山本大中里線や岳南北部幹線などで構成される外環状道路と、阿幸地青見線や田中青木線で構成される内環状道路が位置付けられており、地区間の連携や交通の分散を図ることのできる道路網を形成しています。

続きまして、必要性再検証実施の経緯についてご説明させていただきます。

当市では、平成20年度から22年度にかけて、第1回目の都市計画道路必要性再検証を実施しております。

その際に、検証を進める上で必要な基本方針を定めた「富士宮市都市計画道路必要性再検証指針」を作成しました。

更に、指針を補完し、検証の各プロセスにおける判断基準や参考図書等の細部事項を定義した「富士宮市都市計画道路の必要性再検証運用基準」を策定しました。

この指針と基準に則り、都市計画道路の必要性・合理性の検証と、仮ネットワークの設定・新道路網の検証を行い、見直し方針を設定しました。

その後、変更と廃止となった路線については都市計画決定の変更を行いました。

第1回目の再検証では、1路線が全線廃止・4路線が部分廃止となりました。

第1回目の検証後、更なる人口の減少や旧芝川町との合併、新東名の開通や西富士道路の無料化など、社会情勢が変化するとともに、平成31年4月に岳南都市圏都市交通マスタープランが策定されたことを受けて、現在の富士宮市の状況を反映した都市計画道路の必要性再検証を実施する必要があるため、本年、再検証業務を実施しています。

次に、今年度の作業スケジュールについて説明させていただきます。

作業は今年5月から開始し、まず始めに都市計画道路全24路線から、今回の再検証の対象となる路線を抽出し、主要な交差点によって路線を分割設定しました。

次に分割した区間単位で必要性和合理性の検証を行いました。本日はこの必要性和合理性の検証結果についてご説明させていただきます。

その後は、区間単位での検証結果を基に道路網全体での検証を行い、11月にパブリックコメントを実施し、1月27日の都市計画審議会を経て、令和2年3月に方針を決定、公表したいと考えています。

「変更」や「廃止」となった路線・区間については、来年度以降、個別課題の検討と地域住民との合意形成を図り、都市計画法に基づく手続きに入っていく予定としております。

画面左側に都市計画道路の整備状況を示しています。

路線数は24路線あり、計画決定延長は、全体で64.6km、そのうち、既に改良が終っているものがおよそ31.3kmで、平成30年3月31日時点の改良率は48.5%です。

右側のグラフは、再検証を行うこととなった背景である近年の社会情勢の変化として、人口と投資的経費の推移を示しています。

上のグラフが人口の推移です。平成27年から人口が減少を始め、今後もその傾向が続く予想にあります。下のグラフが、公共事業投資額の推移です。

公共事業への投資も20年前と比べて半分程度となり、道路整備を進めるのが難しい状況になりつつあることがわかります。

こちらは都市計画道路の一覧です。

既に全線改良済みの路線がグレーで示した6路線、未着手の路線が水色で示した6路線です。

およそ1/4の路線が、手付かずの状況となっています。

緑色が歩行者専用道路で、色のない路線は、部分的に手が付けられている路線で、12路線あります。

こちらは今ご説明した整備状況を図で表したものです。

黒で表した路線は全線改良済み路線、青が現在事業中もしくは事業予定の路線、黄色が未整備の路線となります。

中心市街地以外の路線は整備が遅れていることがわかります。

したがって、今後は、社会情勢の変化の把握に努めながら、これらの変化に対応したまちづくりを進めるとともに、限られた予算をより効率的に配分し、効果的な道路整備を進めていかなければなりません。

必要性再検証の基本方針は、未着手・未改良の都市計画道路に対して必要性和合理性等を検証、その役割や必要性を明確にし、今後の都市計画の変更を要

する路線や区間での方針を定めるものです。

ただし、この再検証は、新たに道路網を構築しようとするものではなく、既に都市計画決定されている道路に対して再検証をいたします。また、路線の整備時期を決定するものではなく、計画としての妥当性を判断するものです。

では、必要性再検証の進め方について説明いたします。

検証作業は区間単位で行うため、まず対象区間の設定を行います。

改良済みの路線や歩行者専用道路は検証対象から除外し、詳細な検証を行うために路線を複数区間に分割します。

対象区間の設定の結果、得られた52区間について、各都市計画道路に期待される機能として、必要性の検証を、整備する際に生じる問題や計画の規模・配置として、合理性の検証を行っています。ここまでの区間単位での検証となり、現在終了している作業です。

そして、区間単位での検証結果を基に将来交通量を踏まえ、ネットワークの連続性など道路網全体として検証を行い、総合的な結果から現決定を維持するのか、変更または廃止するのかの方針を導きます。

それでは、実際の区間毎の検証方法や評価の観点について説明いたします。

必要性の検証では、各区間の持つ役割や機能に着目し、一般的な道路機能として、渋滞緩和への効果、自転車・歩行者の通行量、主要な都市施設等を結ぶアクセス性、土地区画整理事業等市街地形成に果たす役割、電線類や上下水道の整備計画との関わりを検証しています。

また、防災・観光振興機能として、災害時の緊急輸送路としての役割や消防活動を円滑にするための役割、都市景観の向上や観光地へのアクセス等の観点からも検証をしています。

次に合理性の検証では、計画路線を整備するうえで生じる問題や配置・規模といった点に着目し、立地的な制約として、事業費や事業期間の増大につながる橋りょうや立体交差など、大規模な構造物が発生しないか、また、歴史的文化的価値の高い物件や風致地区に抵触していないかといった観点から検証をしています。

次に計画の妥当性として、計画路線を作らずともその機能を代替できる路線が近くにないか、という観点や現在の道路構造令と当時決定した計画路線の整合性が取れているか、といった観点から検証をしています。

そして、交通・土地利用との整合性として、将来交通量に対して計画されている路線の規格が過大となっていないか、土地利用の状況から地域の活動や特性を損なわないか、といった観点から検証をしています。

こちらは、ただいまご説明いたしました、都市計画道路の必要性と合理性について検証を行った結果の一覧です。

お手元にお配りした資料を、映写用に分割したものになります。

必要性の評価では、2段階での評価をしており、その重要度に応じて、◎や○の評価をしております。

例えば、自動車交通機能では、現況道路網の混雑度として、1.75以上を◎、1.25以上を○というように評価しています。

合理性の評価では、事業の際の支障要因をチェックし、事業上の支障が予測される場合は●がついています。

例えば、物理的・地形的制約では、橋梁などの大規模構造物や、支障となる既存建築物が多い可能性がある場合、●がつく、という見方になります。

表の続きです。

必要性判定の欄には、先ほど説明いたしました必要性の評価によって、区間毎に必要性が高いかどうかの判断を行い、必要性が高い区間には○がついています。

具体的には、必要性の評価で◎が1つ以上、または○が3つ以上ついた区間については必要性が高く、それ以外は必要性が低いと判断しました。

評価基準としては、計画路線を整備することが各評価項目における機能向上に必要不可欠である場合は◎、寄与すると考えられる場合は○の評価としております。

そのため、◎が1つでもついた区間はそれだけで必要性が高く、○が3つ以上ついた区間は、それぞれの観点だけでは必要性が高いとは認められないが、複数の観点で見た場合に必要性が認められるという考え方で、区間の判定として必要性が高いとしています。

次に合理性判定の欄ですが、こちらも同様に区間毎で判断を行い、合理性が低いと判断した区間には●がついています。

具体的には、合理性の判定で●が2つ以上、または「将来交通量との整合性」に●がついた場合については合理性が低いと判断しました。

「将来交通量との整合性」については、今後の人口減少に伴って交通需要も減少することから、他の項目と比べ年数経過による動態の変化が大きいと予想されるので、評価の重要性を高く設定しました。

こちらは、先ほどの一覧表をもとに評価結果を図に落とししたもので、お手元にも同様の図をお配りしております。

評価対象区間を、3種類に分類し、評価毎に着色しました。

必要性和合理性が共に高い区間を青、必要性が低い区間をピンク、必要性は高いが合理性が低い区間が黄色です。

この結果はあくまで区間単位での必要性和合理性の検証を終えた途中段階のものであり、これが今回の必要性再検証業務の最終結果となる訳ではありません。

ん。

最終的な見直し方針については、今後実施する道路網の検証の後に決定することとなります。

次に今後の作業の進め方について説明いたします。

道路網の検証では、区間単位での検証結果を基に仮ネットワークを作成します。

仮のネットワークというのは道路網を全体で検証するために、ひとまず設定をする道路網です。

仮ネットワークの設定方法ですが、必要性和合理性が共に高い区間は「現決定を維持」と仮設定します。

次に必要性は高いが、合理性が低いと判断されたものは、幅員や線形等を変更することでより整備し易くならないか、といった観点から「変更」と仮設定します。

最後に必要性が低いものに関しては、社会情勢が変化し、決定当初のような役割を果たせなくなったと考え「廃止」と仮設定します。

この仮ネットワークを用いて、道路網の検証を進めていきます。

道路網の検証では、計画路線を廃止することで渋滞など、交通処理上の問題が起きていないか、バスなど公共交通の走行速度が低下しないか、

富士宮市の将来都市像と整合性が図れているか、また、計画路線が途中で途切れたり、ネットワークとして不自然なところはないか、などの観点から検証を行っていきます。

ここで問題が生じれば、仮ネットワークの設定を見直して、再度道路網での検証を行います。問題がなくなるまでこの検討を繰り返し、道路網全体における問題を解消した上で、最終的な現決定を維持、変更、廃止の再検証結果を導きます。

最後に今後のスケジュールです。

検証によって決定した再検証結果（案）については、11月にパブリックコメントを実施し、市民の皆様の見解を収集・反映したのち、再検証結果として令和2年の3月を目途に公表する予定であります。

その後、変更や廃止と決定した路線については、個別課題等の検討を行ったのち、地域住民と合意形成を図り、都市計画法に基づく手続きへと進めていく予定としております。

以上で、都市計画道路必要性再検証についての中間報告を終了いたします。ありがとうございました。

藤井会長

ありがとうございました。

なにか質問やご意見等ございましたら承りますが、いかがでしょうか。

若林委員

もし都市計画法で廃止になると、都市計画法に基づく都市計画道路ではなくなりますので、今後道路を整備する場合は、市の単独の予算で行うようになるのでしょうか。

事務局（都市計画課計画係技師）

都市計画道路のネットワークとしての計画が廃止になるので、都市計画道路としての整備は無くなりますが、今後現道の整備や改良となった場合は道路整備として行います。

若林委員

国からの補助が無くなることはありますか。

事務局（都市計画課計画係長）

国からの補助金は、都市計画事業であれば都市計画での補助金があり、道路事業であれば道路事業として補助金がありますので、必要に応じて使うものが異なることとなります。

藤井会長

よろしいでしょうか。

わたしからもご質問いたします。

例えば、今回都市計画道路ということで、基本的に富士宮市の都市の骨格を構成するという考え方で、その趣旨に則りながら、先ほど出てきた岳南都市圏のパーソントリップのデータで見直しをしていきます。岳南都市圏のパーソントリップは私も委員として関わっておりまして、なぜ岳南都市圏としているかということ、富士宮と富士の地域の関係性が非常に地域性として大きいからです。西富士道路も無料化され、そういった面では交通軸が一般利用できるようになった方向性での改定となります。

例えば80の1岳南北部幹線といったような計画の路線が、富士市と広域型のネットワークを組む上での他市連携路線という位置づけで成り立つ道路なのかどうか、富士宮市にとってみると地域利用を考えた場合優先度は低いかもしれ

れませんが、ネットワーク的に両方の都市圏から見たときにどうか、といったところは評価軸の考え方のなかにあるのかどうか、その辺りをお伺いできますか。

事務局（都市計画課計画係長）

いまご指摘いただいた80の1岳南北部幹線ですが、もともと新東名のアクセス道路で、富士市と富士宮市をまたぐ道路ということで都市計画決定されています。必要性は高いが事業上合理性は低いと設定されていますが、当時4車線で決定されており、本当にこの幅員が必要かどうかという点で合理性が低いという決定になっています。

富士市との連携につきましては、富士市においても今年度、都市計画道路必要性再検証の事業をやっておりますので、両市で情報共有しながら作業を進めていきたいと考えています。

藤井会長

ありがとうございます。

評価項目の中に、他市連携的な要素が見えてこなかったのをお伺いしましたが、事務局としては、きちんとそのような要素が組み込まれているということですね。

その他いかがでしょうか。

・・・・・・・・意見なし・・・・・・・・

よろしいでしょうか。

それでは、本日の報告案件が全て終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

ありがとうございました。

【司会】事務局（都市計画課計画係長）

委員の皆様、長時間に渡りご審議ありがとうございました。

また、会長におかれましては、会議の進行ありがとうございました。

続きまして、次第の5、その他といたしまして、次回の予定をご連絡させていただきます。

次回の審議会は、来年1月27日を予定しております。

議題につきましては、本日ご説明いたしました「富士宮市都市計画マスタープランについて」及び「市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針

の改定について」の最終的な諮問。また、「富士宮市都市計画道路必要性再検証について」の報告をさせていただく予定です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の日程はすべて終了いたしましたので、都市計画審議会を閉会させていただきます。

皆様たいへんお疲れ様でした。

富士宮市都市計画審議会運営要領第8条第1項の規定によりここに署名する。

議長 藤井敬宏

委員 石川一廣